

5 派遣可能期間の延長状況【新規調査項目】

- (1) 過半数労働組合又は過半数代表者（以下、「過半数労働組合等」という）からの意見聴取の有無
派遣労働者が就業している事業所のうち平成27年労働者派遣法の施行（平成27年9月30日）以降に締結された労働者派遣契約について、その派遣可能期間を延長するため、過半数労働組合等から「意見聴取をした」事業所の割合は21.6%、「意見聴取をしていない」事業所の割合は60.9%となっている。また、「労働者派遣契約がすべて平成27年9月29日以前に締結」は2.7%、「不明」は14.9%となっている。（表11）

表11 派遣労働者数階級、派遣可能期間延長に係る過半数労働組合等からの意見聴取の有無別派遣事業所割合

派遣労働者数階級	事業所計 派遣労働者が 就業している	平成27年9月30日以降に締結している 労働者派遣契約について		27労働者 9月派遣 29日契約 前がすべて 締結して平 成	不明
		意見聴取をした	意見聴取をしていない		
総数	100.0	21.6	60.9	2.7	14.9
100人以上	100.0	30.6	65.6	0.4	3.3
30～99人	100.0	31.4	65.7	0.2	2.7
10～29人	100.0	37.2	55.4	0.6	6.9
5～9人	100.0	33.2	57.1	3.9	5.9
1～4人	100.0	17.0	62.0	2.9	18.1

(2) 過半数労働組合等からの意見聴取をしていない理由

派遣労働者が就業している事業所のうち派遣可能期間延長に係る過半数労働組合等からの意見聴取をしていない事業所について、意見聴取をしていない理由を聞いたところ、74.3%から回答があった。

回答があった事業所について、その理由をみると、「派遣可能期限の終了までまだ時間があるため対応を検討中」35.3%が最も多く、次いで「欠員補充等のために受け入れており、人員が確保できた（できる予定の）ため」25.5%、「一時的・季節的な業務量の変動に対処するために受け入れているため」23.5%となっている。

なお、派遣労働者数階級ごとに理由をみると、人数が多くなるにつれて、「派遣可能期間の終了までまだ時間があるため対応を検討中」の理由が多くなり、人数が少なくなるほど、「欠員補充等のために受け入れており、人員が確保できた（できる予定の）ため」の理由が多くなっている。（表12）

表12 派遣労働者数階級、派遣可能期間延長に係る過半数労働組合等からの意見聴取をしていない理由別事業所割合

派遣労働者数階級	期間延長に係る過半数労働組合等からの意見聴取をしない事業所計	回答あり	派遣可能期間延長に係る過半数労働組合等からの意見聴取をしていない理由（複数回答）													不明
			一時的・季節的な業務量の変動に対処するために受け入れているため	欠員補充等のために受け入れており、人員が確保できた（できる予定の）ため	常用労働者を増やす（予定の）ため	受け入れていた派遣労働者を直接雇用する（予定の）ため	無期雇用派遣労働者など期間制限のない派遣労働者を受け入れる（予定の）ため	派遣労働者に行わせていた専門性の高い業務の必要性がなくなった（なくなる予定のため）	派遣労働者の必要性がなくなった（軽作業、補助的業務等）	派遣労働者の必要性がなくなった（業務形態の異なる業務）	短期間の空白期間を空けて派遣受入期間のめ派遣可能期間の終了までまだ時間があるため対応を検討中	派遣可能期間の終了までまだ時間があったため	意見聴取が必要であることを知らなかった	その他		
総数	100.0	74.3	(100.0)	(23.5)	(25.5)	(6.2)	(10.5)	(5.2)	(0.6)	(1.0)	(0.0)	(0.6)	(35.3)	(8.9)	(11.3)	25.7
100人以上	100.0	94.8	(100.0)	(11.3)	(6.0)	(1.5)	(4.8)	(9.6)	(0.3)	(0.6)	(-)	(-)	(86.8)	(1.3)	(2.3)	5.2
30～99人	100.0	84.9	(100.0)	(20.6)	(5.9)	(8.6)	(12.4)	(13.6)	(5.9)	(5.6)	(0.2)	(0.8)	(67.2)	(5.9)	(2.2)	15.1
10～29人	100.0	84.0	(100.0)	(19.3)	(17.7)	(5.3)	(9.3)	(10.5)	(0.4)	(0.1)	(0.0)	(0.7)	(63.2)	(8.4)	(3.8)	16.0
5～9人	100.0	85.2	(100.0)	(21.9)	(18.4)	(5.6)	(5.5)	(5.7)	(0.4)	(0.2)	(-)	(-)	(48.2)	(13.4)	(8.9)	14.8
1～4人	100.0	70.6	(100.0)	(24.8)	(29.4)	(6.4)	(11.6)	(3.9)	(0.4)	(1.0)	(0.0)	(0.7)	(26.2)	(8.4)	(13.5)	29.4

注：（ ）は、派遣可能期間延長に係る過半数労働組合等からの意見を聴取していない事業所のうちその理由について回答があった事業所を100とした割合である。

(3) 派遣可能期間延長が必要な理由

派遣労働者が就業している事業所のうち、派遣可能期間延長に係る過半数労働組合等から意見聴取をした事業所で、派遣可能期間の延長が必要な理由（複数回答）について回答があった事業所は94.1%であった。

回答があった事業所について、延長が必要な理由をみると、「欠員補充等必要な人材を迅速に確保できるため」75.9%が最も多く、次いで「一時的・季節的な業務量の変動に対処するため」33.7%、「専門性を活かした人材を活用するため」24.6%となっている。（表13）

表13 派遣労働者数階級、派遣可能期間の延長が必要な理由別事業所割合

派遣労働者数階級	派遣労働者数が就業している事業所から意見聴取した事業所の割合	回答あり	派遣可能期間の延長が必要な理由（複数回答）											不明
			一時的・季節的な業務量の変動に対処するため	欠員補充等必要な人材を迅速に確保できるため	常用労働者数を抑制するため	雇用の管理のため	社内を活性化させるため	専門性を活かした人材を確保するため	自社で養成できない労働力を確保するため	軽作業、補助的業務等を行うため	勤務形態が常用労働者とは異なる業務のため	その他		
総数	100.0	94.1	(100.0)	(33.7)	(75.9)	(4.7)	(6.2)	(5.8)	(24.6)	(14.1)	(22.0)	(4.2)	(3.0)	5.9
100人以上	100.0	97.5	(100.0)	(72.6)	(76.2)	(4.1)	(1.4)	(5.7)	(32.1)	(14.9)	(25.1)	(0.5)	(1.4)	2.5
30～99人	100.0	98.1	(100.0)	(59.4)	(80.9)	(7.4)	(4.2)	(1.2)	(18.5)	(6.2)	(25.5)	(9.9)	(4.1)	1.9
10～29人	100.0	96.6	(100.0)	(27.2)	(83.3)	(7.0)	(3.2)	(0.1)	(31.3)	(3.6)	(15.8)	(1.4)	(0.3)	3.4
5～9人	100.0	81.5	(100.0)	(57.5)	(75.8)	(11.5)	(7.4)	(18.3)	(39.3)	(5.2)	(31.9)	(5.5)	(4.5)	18.5
1～4人	100.0	97.2	(100.0)	(25.9)	(73.4)	(2.0)	(7.0)	(4.4)	(18.8)	(20.3)	(20.7)	(4.2)	(3.2)	2.8